

# とう 闘 華

発行:ユニオン東京合同  
 発行人:佐藤陽治  
 東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301 朔気付  
 TEL&FAX 03-3262-4440  
 メール info@union-tg.org  
 ブログ http://blog.union-tg.org/  
 ホームページ http://www.union-tg.org/  
 郵便振替 00110-8-120661

## 第9回定期大会成功! スト権確立!

2009年12月23日に開かれた定期組合大会は、原議長のもとで全ての議案が承認された。そして、新たな闘う本格的合同労組としての体制づくりが開始された。また同時に実施されたスト権確立投票と、新役員の選出投票は、今年1月4日に、織田選挙管理委員長によって開票された。その結果、スト権は満票で確立し、新役員も圧倒的に信任された。新役員は、佐藤陽治執行委員長、岡庭千泰副委員長、三角忠副委員長、跡部由光書記長、石川正智書記次長、佐藤由枝執行委員、児島正城執行委員、西崎敦文執行委員、山本米子会計監査委員の9名になる。

昨年度1年間の闘いは、全日本育成会理事会による、極悪きわまりない新就業規則の、組合を無視しての強行実施、また、児島組合員の雇い止め解雇の強行攻撃があった。しかし、組合結成以来の初めてのストライキ、社前情宣、理事会に対する直接要求行動などの反撃を、職場の労働者と闘

いをつにして闘い、解雇を阻止した。

しかし、育成会理事会は、再度の児島組合員の雇い止め解雇を狙ってくるのは明らかであり、再度の阻止闘争体制を、スト権確立を軸にして、職場現場での闘いを昨年よりさらに拡大して闘う。

また、ブリタニカ闘争は、不当極まりない中労委の不当命令の取り消しを求めた地裁での行訴が、昨年12月に却下されたことを受け、さらに高裁で闘う体制づくりを開始した。

教育と探求社の宮地社長は、土壇場に追い詰められ、経営法曹の石寄弁護士に丸投げして、自らは隠れようとした。

しかし組合は、悪質経営法曹と、その陰に隠れようとする経営を串刺しにして闘う気概と体制を固めた。

組合の新たな体制は万全である。

### ～ 2月21日 臨時組合大会を開催します ～

昨年12月23日の定期大会で提案したように、下記要領で臨時組合大会を開催します。  
 定期大会に出席できなかった組合員も、ぜひともご出席ください。

日時 2010年2月21日(日) 午後1時から  
 会場 西神田コスモス館 会議室(千代田区西神田2-6-2)  
 議題 春闘要求 組合費の適正化 組合規約の改正 その他

臨時大会終了後、交流会を開きます。

ユニオン東京合同の財政基盤確立のために、冬季カンパのおねがい

送付先 郵便振替口座 0110-8-120661

ユニオン東京合同 千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301 朔気付

## ガサ国賠シリーズ～その1『国賠とは?』

昨年10月7日、「被疑者・大村健司他2名」「被疑事件・公正証書原本不実記録・同供用」なる口実でわがユニオン東京合同に違法不当なガサが入った。その違法不当な態様と即座の反撃については、本紙11月号、および11月労働者集会に向け発行された号外で詳しいが、東京地裁刑事部ならびに立川支部での「仮処分取消、押収物返還」申立て準抗告が、それぞれの裁判所から、いとも簡単に棄却されたことをまず報告する。

これに屈せずわが組合は、同日、同被疑事件で違法不当なガサの入った他の地域合同労組と共同して「国家賠償請求」訴訟（「ガサ国賠」という）を提訴し反撃することを決めた。

「国家賠償請求」の法的根拠となっている国家賠償法を以下紹介する。

## 国家賠償法

第1条「公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権」

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

私たちの「ガサ国賠」は、公共団体たる東京都の行政機関たる警視庁が、同被疑事件と全く関係のないことを知りつつ（故意だ）宇都宮簡裁に搜索令状を請求したことによって違法に他人に（われわれ5つの合同労組のこと）損害を加えたこと、さらにその搜索態様が、令状記載の押収できる範囲をも超えてされたことをもって「国家賠償請求訴訟」に踏み切った。

したがって原告は5つの労働組合、および立会人としてその搜索の違法性をつぶさに見た組合員、被告は、東京都、および押収品目録交付書に記載されたいずれも東京都地方公務員である警視庁公安部公安第一課司法警察員である。（以下続報）

ブリタニカを  
ギャフンとさせる闘いをやるぞ！

## 【ブリタニカ分会闘争から】

2009年12月7日の東京地裁渡辺弘裁判長による不当判決を乗り越える、高裁闘争に挑む。

現在の裁判所は、地裁よりも高裁が悪質であり、最高裁はより更に悪質であることは百も承知だ。裁判所は公平さをかなぐり捨てて治安の府となっている、だからやってもしょうがない、では、労働者は絶対に勝てない。

組合は、少しでも可能性を求めて闘っていくとの腹をかためて、2010年1月4日西村正治弁護士に会い、共に闘う体制をつくった。

もとより組合は、裁判所での闘いに全てを依存する意図はない。あらゆる闘いの可能性を追い続ける方針だ。いまなお、団交で録音をとると無言となり、出席拒否の奥井社長の盾となっている粟津交渉員との団交突破を求めて闘うし、毎月の社前情宣も、今後も継続する。

粘り強く闘い続けることが、その先にどのような闘いが必要か、どんな闘いが可能かを析出する。

ブリタニカ資本は、外国資本であること、しかも全株を持つホールディング・カンパニーがあること、さらに独自の営業方針を採っていることを利用して、奥井直彦代表取締役の証言を阻止している。奥井社長たった一人がアメリカ・シカゴの本社との交渉を行った。ここを突破すれば、340名もの労働者を一瞬にして解雇した本当の真実を明らかにすることができる。

12月のブリタニカ団交に出席しました。

会社側は、粟津交渉員と記録の女性の2名だけで、粟津交渉員は終始「テープを止めてください」としか言いません。団交は組合活動の重要な交渉であり、双方で録音することは常識的です。それを一方的に「止めてください」しか言わない。理由を聞いても答えません。理由もなく自分の言うことを相手に押しつけようというのでしょうか？

理由を言わないで、組合に言うことを聞かせようとエスカレートしてきているのですから、とんでもない！（お）

## 児島解雇阻止する闘争支援体制を強化して絶対解雇を阻止するぞ！

～児島解雇阻止闘争支援カンパへのお願い～

### 【全日本育成分会闘争】

現在、分会でこのカンパ活動のためのリーフレットを準備しています。是非、読んでいただき、まわりの人に薦めて非正規職の人に話をしてください。

児島さんは1997年から全日本育成会で非正規職員として働いてきました。2007年12月に職員が大量に退職し、児島さんは団交の中で正規職化要求と、残業代の割増賃金未払い請求をしました。児島さんの労基署への相談から、全日本育成会に労基署の臨検が入りました。

2008年1月から業務が変更になり、やったことがない始めての仕事で、しかも溜まっていて急ぎの仕事のなかで、2月に職場で腰痛を被災しました。療養休業しながら労災申請をしている最中に、2009年2月27日付「雇用契約終了の予告通知」を法人から送りつけられました。これには「1年間、体調が整わないことで長期に療養されており、十分な業務遂行ができない状態にあること」ことを「雇用契約終了」の理由としてありました。

児島さんは、ちょうど3月に労災が認定されましたが、副島理事長は労基法第19条の解雇制限に抵触することをわかっていながら予告通知を撤回しないので、組合はストライキ3波を含む闘いを展開しました。3月30日によやく撤回の通知が出されるという、副島理事長に毒の回った中で最後まで大変な攻防となりました。

そして、4月1日からの雇用は継続しましたが、またも2010年3月の雇止めを狙っていることは明白です。もし労災療養期間の解雇制限がはずれたときは間違いなく、児島解雇をしてくるでしょう。

組合はこの児島さんへの再度の雇用打ち切り攻撃に正面から撃つことを決定し、今から体制を組んで闘う体制を作ります。

そのために、12月23日に組合全体の取り組みとして、「児島解雇阻止闘争支援カンパ」を要請することを決めました。

このカンパは、児島さんが活動をするための交通費や、ビラの紙代、印刷代などに使われます。

児島さんの活動を支援していただくよう、よろしくお願ひいたします。

(児島解雇阻止闘争支援カンパの振込先)

郵便振替 0110-8-120661

ユニオン東京合同

児島解雇阻止闘争支援カンパ

### 労働委員会闘争について

12月22日に労働委員会の第8回審問が行われた。これは、今までの団交拒否事件と新件の団結破壊事件とを併合してからの、初めての審問となる。審問では、岡庭分会長が証人として証言を行った。

今回の審問にあたり、事前に陳述書を準備したが、あまりに内容が多すぎて、当初1期日としていたが2期日を要請することにした。今回の陳述書にまとめる作業は本当に大変だった。なにに苦労したかという、いくつものことが同時並行的に起きていて、それを時系列または項目別に整理することが大変で時間がかかった。そのため、代理人との打ち合わせ時間がほとんど取れなくて、審問はぶっつけ本番のような状態だった。

今回の審問のストーリーは、児島さんが育成会に勤めはじめた1997年～2009年までの勤務内容や雇入通知について、業務内容の変更、労災と法人の対応、雇用契約終了の予告通知と撤回要求というところまでを展開した。今回は、その続きとなる。

この事件が、いかに副島理事長の意図的な指示により行われているのかと副島理事長の責任のあることを明示し、副島理事長の証人出頭を絶対にさせる。

是非、皆様の傍聴をお願いいたします。

……………労働委員会 第9回 審問……………

2010年2月23日(火) 14:00～16:00

東京都 第一本庁舎 (S)南 塔34階

証人:岡庭千泰 (UTG 全日本育成会分会長)

## 解雇撤回と謝罪の早期解決を

### 【教育と探求社分会から】

みなさん、こんにちは。教育と探求社分会です。私たちは、今年2月宮地社長が行った全社員に対する悪質な退職強要についての謝罪、未払い給与と未払い残業代の支払い等を求め、辞めさせられた全社員10名一丸となって組合を結成し、闘っています。

これまでと局面が変わった12月を振り返ってみたいと思います。

### 弁護士事務所から抗議文が届く

これまで情宣活動と団体交渉を続け、教育と探求社は顧客である学校や企業からも多くの進言・苦情があったことなどで、10月5日に「謝罪」の意思を表明しました。それを受け、私たちは会社の代表として社外取締役一人と話し合いを開くなど交渉を続けていましたが、結局会社は私

たちに対し謝罪もせず、誠意の感じられない状況が長く続きました。

そんな中、12月18日、突然組合の事務所に石寄信憲法律事務所という法律事務所から書面が届きました。その書面はこれまでの謝罪をするといった姿勢を覆した内容で、「これまで行ってきたように引き続き組合活動を行った場合、然るべき手段をとる」と組合員を脅迫するような内容でした。またもや、宮地社長は今年2月全従業員に行った時のように自ら起こしたこの問題に対し、責任を取ろうとせず、人の手を使って私たち組合員に脅迫行為を行ってきたのです。

### 取締役への情宣活動

前回の2月の脅迫行為の際は、我々は何も知らず、ただ怯えるばかりでしたが、今回は違います。私たちは労働組合を結成し、UTGという専門家による闘うための知恵があります。さっそく宮地社長に抗議すべく、社前情宣を実施。さらに自分達の職務を全うしようとせず、教育と探求社のことについて何も知らない弁護士に全てを任せるといった無責任な取締役に対しての情宣活動も行いました。

12月24日に会社の顧問会計士でもあり、新たに取締役となった若山理子氏の会社が運営するインキュベーションオフィスの社前、12月25日には会社の監査役である

後藤克彦氏が客員を務める日経リサーチの社前、そして社外取締役を務める米倉誠一郎氏が教授を務める一橋大学の門前にてそれぞれ情宣活動を行いました。



(会社前情宣活動の様子)

### そして現在

こちらからの再三の呼び掛けに対し宮地社長は、この労働争議の当事者であるにもかかわらず、「全て弁護士に任せているから、連絡は弁護士事務所を通してくれ」の一点張り。

そして弁護士事務所からまたもや要求書が組合事務所に届きました。

これまでの交渉を突然無きものとし、会社について一切責任も取れない弁護士事務所を介し、脅迫的な文章を送ってくる会社を許すことはできません。

今、私たちは会社に再度抗議を唱え、団体交渉を求めています。

詳しい経緯は、私たちのブログをご覧くださいと思います。今までの活動の経緯や写真などが記されています。

(ブログ)<http://eduqunion.exblog.jp/>

(HP)<http://www.eduq-union.com/top/menu.htm>

また、EDUQ UNIONホームページもあわせてよろしくお願いたします。

EDUQ分会のサイトはおすすめ!

HPには、分会の経過や経緯は、もちろんですが、情宣活動の衣装の紹介や画像、ピラ、スピーチまで紹介しています。ぜひ、ご覧ください。



## 11月19日 第11学習会報告 テーマ「就業規則の不利益変更」 講師 山本志都 弁護士

全日本育成会は2008年10月28日に今までの就業規則の一方的変更を企て、正規職と有期契約職員の2種類とする就業規則を職員に示し、『職員就業規則』『職員給与規程』の背景と目的』という文章を読んだだけで具体的な就業規則の変更説明もなく、新旧対照表も示さず、どれくらい不利益なのかも示さないようにして就業規則の改悪を強行した。

このようなことから、就業規則の不利益変更について前々から、学習したいと考えていたので、今回、山本志都弁護士を講師に迎え、『就業規則の不利益変更』について学習することになった。

### 学習会でわかったこと。

使用者が一方的に労働条件を切り下げることができないのが大原則（労働契約法9条）。しかし、就業規則の変更が合理的であり、変更後の就業規則が労働者に周知されている場合には、例外的に労働者との合意がなくても、就業規則の変更によって不利益変更ができるとされている。（労働契約法10条）

強行法理、労働協約、就業規則に反する同意は無効である

不利益変更された場合に、その就業規則を受け入れなければならないのかということについては、以下3点が重要であることがわかった。

- (ア) 法律上必要な措置が取られているか。
- (イ) 作成または変更の合理性が認められるか。
- (ウ) 法令または労働協約に反していないか。

### 労働契約法というのは、

2008年3月に施行された労働基準法とは異なる労働契約に係る法律。目的は、労使当事者が対等な立場で自主的に労働条件を決め、合意することによって労使紛争を未然に防ぐものとされている。解雇権乱用法理、就業規則に関する規制が労働契約法へ。この労働契約法は常に問題になると思うが、労働契約法の形式的な解釈だけで判断するのではなく、これまで最高裁の判例が積み上げられてきた判例がどのようになっているかで解釈することが大事。それまでの労働基準法

の強制法理ではないが、労働契約法は、今までの最高裁の判例法理を引き継ぐものとして作られた今までの判例法理を変えるものではない。」これまで最高裁の判例が積み上げられてきた判例がどのようになっているかで解釈することが大事」つまり、合理的なものでなければ労働者は拘束されないし、合理的なものであっても、周知されていないと拘束されない、就業規則によって変更できないとの特約があれば、拘束されないなどが、説明された。

### 実際に不利益変更されたら。

変更前の就業規則と、変更後の就業規則を確保する。

意見聴取は行われたのか、調べる。

（代表者選出、具体的意見の内容、意見を述べるに至った経緯・使用者の説明）

就業規則を労基署に届け出たか、調べる。

使用者に作成又は変更の必要性を説明させる。（経営状況や業務、職務範囲、労働者の不満など）

変更後の切り下げによる労働者側の打撃状況を調べる。

代替措置や経過措置等の実施状況を調べる。

労組との話し合いの状況。

ということで、山本弁護士の学習会は、非常にわかりやすくポイントを押さえた学習会になった。



（写真中央 山本志都弁護士）

全日本育成会の就業規則の改悪は、労働条件については事前周知が必要であることなのにそんなことまったく無視、かなり条件が悪くなるというのに副島理事長は「前からそうだった。不利益変更ではない」と言

い張る。「不利益変更だ」と職員に指摘されたことに、腹を立てているのだから、まったくまともなルールの通じない人たちを相手にするのは本当に大変だ。しかし、今の経営はこんな人が多くなってきているのかもしれない。

山本弁護士曰く「日常の運動無くして勝利なし。法廷で全てが解決できるわけではない」そのとおりだ。



緊急ニュース！

12・14 日本郵政 銀座支店 作業員死亡事故発生！

(全通東京中郵だんけつ編集委員会「だんけつNo45」より一部紹介します。)

2009年12月14日、特殊郵便課の職員の局舎内において、起きてはいけな転落死亡事故(新館から本館へパレットを電動牽引車で引っ張り、2階の渡り廊下を通り、エレベーターで1階の輸送課へ交付する際に起きた事故)が起きた。マスコミ報道では「本人の操作ミス」が、事故の要因であるかのように出されています。しかし、当局は、未だに職員に対して、説明すらしていません。職場では、この問題をめぐって連日、討論がされています。

東京中郵便局以来の合理化

今回の死亡事故に対して、マスコミ報道だけによる当局の幕引きを許すなどという声が圧倒的です。事故に対して「明日は我が身」という共通認識があります。「本人のミス」で済ませることなく、銀座局で働くみんなの力で、事態をはっきりさせよう。作業中に亡くなった労働者の無念を晴らそう。

今回の銀座局内における死亡事故が、どこからきているのか考えてみた。どうしても民営化問題から離れて考えるわけにはいかない。JR職場の尼崎事故を思い出してもらいたい。あれこそ民営化による企業間の競争の犠牲に、運転士・乗客までも巻き込んで大事故につながったのだ。

あの事故の時には、「日勤教育」が問題になった。結局は、「ミスは、すべて労働者のせいである」とされた。冗談ではない。郵政の職場も同じではないか。東京中央郵便局の廃局・銀座移転こそは、郵政民営化の象徴ともいえる事態であったのだ。

私たちが銀座に移転されたのは、東京駅の真正面に位置する東京中央郵便局の建物を高層ビル化して、不動産業でもうけるという理由からだ。本来業務である郵便事業は、あの時点で、捨てられたも同然だったのだ。

民営化以来、「こんな職場に誰がしたんだ」という声が圧倒的だった。集配職場においては、銀座移転に伴う配達シミュレーションは、未だに総括すらされていない。退職者の穴埋めもされず、実質人員削減という合理化、作業の合理化。そこで現実、頻繁に起きる郵便事故。さらにJPEX子会社化と追い討ちをかけるように合理化が進められてきたのだ。

郵政民営化絶対反対は、職場で日々起きる問題に対する基本中の基本になる考え方だ。職場で起きている問題の大半は、民営化、規制緩和、合理化によって起きているのだ。全国の郵便職場の6割が非正規職に置き換えられている。当局による正規と非正規の分断によって安全が崩壊している現実もあるのだ。

(この事故については、後日報告いたします。: 闘華編集部)

◆◆UTGのお知らせ◆◆

ユニオン東京合同 第12回学習会

「山田書院闘争に学ぶ」

提 起:ユニオン東京合同特別執行委員

日 時: 1月29日(金) 19時~21時

会 場: 朔(千代田区三崎町 2-17-8 皆川ビル 301)

ユニオン東京合同 第13回学習会

経営法曹弁護士を過信する経営者が嵌る落とし穴 #1

「依存中毒化しやすいのは、やくざと…」(仮題)

日 時: 2月19日(金) 19時~21時

会 場: 朔(千代田区三崎町 2-17-8 皆川ビル 301)

月	日	曜日	活動内容
12	1	火	三役会議
	2	水	育成会社前情宣
	5	土	育成会法対会議
	7	月	定期執行委員会
	8	火	5合同労組国賠会議、旭ダイヤ霞ヶ関デモ
	11	金	共謀罪法案の廃案を祝う集い
	12	土	育成会法対会議
	13	日	育成会分会会議、臨時執行委員会
	17	木	法大弾圧粉砕総決起集会、
	22	火	育成会都労委審問
	23	水	第9回定期大会
	24	木	ス労自主品川本社情宣
26	土	教育と探求社分会会議	
30	水	四役会議	
1	4	月	定期執行委員会
	5	火	教育と探求社分会会議
	7	木	12・11実行委新年会

1月活動予定

月	日	曜日	活動内容
1	8	金	東京交流センター旗開き
	9	土	育成会法対会議、動労千葉旗開き
	10	日	三里塚反対同盟旗開き
	11	月	三多摩交流センター旗開き
	14	木	教育と探求社分会会議
	16	土	育成会分会会議
	21	木	国賠訴訟会議
	22	金	四役会議
	26	火	ス労自主代理店会議12~14
	29	金	例会・学習会、山田書院闘争に何を学ぶか
	30	土	共同行動例会
31	日	南部労組定期大会	